

平成24年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

平成24年9月19日(水)

午後2時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第52号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第53号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算
について
- 第 3 議案第54号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につ
いて
- 第 4 議案第55号 永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 5 議案第56号 永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 6 議案第57号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 7 議案第58号 永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制
定について
- 第 8 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 陳情第 6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
提出の要望について
- 第10 陳情第 7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕
組み」の構築を求める意見書の採択について
- 第11 陳情第 8号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択について
- 第12 閉会中の継続審査の申出
- 第13 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第52号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第53号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算
について

- 第 3 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 5 5 号 永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 6 号 永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 7 号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 8 号 永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 8 諮問第 2 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 陳情第 6 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出の要望について

追加日程第 1 発議第 8 号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について

- 第 1 0 陳情第 7 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について

追加日程第 2 発議第 9 号

地球温暖化対策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

- 第 1 1 陳情第 8 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択について

追加日程第 3 発議第 1 0 号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

- 第 1 2 閉会中の継続審査の申出

- 第 1 3 閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（17名）

- 1 番 小 畑 傳 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 金 元 直 栄 君
- 4 番 齋 藤 則 男 君

5番 長岡千恵子君
 6番 原田武紀君
 7番 川治孝行君
 8番 川崎直文君
 9番 多田憲治君
 10番 上坂久則君
 11番 長谷川治人君
 13番 松川正樹君
 14番 渡邊善春君
 15番 河合永充君
 16番 上田誠君
 17番 酒井要君
 18番 伊藤博夫君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	青山慶行君
消防	長	中村勘太郎君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
監理課	長	南部顕浩君
建設課	長	山下誠君
農林課	長	河合淳一君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	清水満君
福祉保健課	長	長谷川斉男君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	椀山勇君
会計課	長	加藤茂森君

子育て支援課長	伊藤悦子君
税務課長	山田和郎君
商工観光課長	酒井圭治君
学校教育課長	末永正見君
生涯学習課長	長谷川伸君
町立図書館長	中村耕夫君
上水道課長	山本清美君
下水道課長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議会議務局長	南部辰夫君
書記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午後 2時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましてはご参集いただきまして、ここに15日目の議事を開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第35号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第53号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第54号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、議案第52号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、議案第54号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第54号までの3件を一括議題とすることに決定いたしました。

本件は、去る平成24年9月5日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） ただいま議長からご指名いただきました予算決算常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

去る9月5日、当委員会に付託されました議案第52号、平成24年度永平寺

町一般会計補正予算についてから議案第54号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてまでの3件について、9月14日に委員会を開催し、慎重に審議、審査いたしました。その結果、3件はいずれも原案のとおり可決いたしました。

主な審議内容は、永平寺町一般会計補正予算については、総務費で永平寺口駅周辺整備事業2,053万9,000円は、永平寺口駅前ロータリー整備に伴い京福バス車庫の用地購入及び移転補償費です。委員から、地元協議会で移転場所の協議をしていたが、最終的に移転場所がどこに決まったのかの質問に対し、理事者は、地権者、京福電鉄及び町の3者で協議をしているところで、最終段階にきていますがまだ発表できるところまでは来ていませんという答弁でありました。

衛生費で、住宅用太陽光発電等設置導入補助金事業331万2,000円は、当初予算で15件分子算計上していたが、需要の高まりで申請が増加したことから23件分を予算化するものです。委員からは、今までどれくらい補助しているのか、太陽光発電が余りに普及し過ぎると他者の電気代が上がるのではとの質問に対し、答弁は、今まで150を超える補助をしています。売電価格は49円でここ10年間据え置きです。機器も安くなっているもので、温暖化への関心等も高まり、今後も普及していくと思われますとのことです。

土木費で、砂防指定地申請業務委託料176万4,000円は、土砂災害危険箇所となる押谷川、切谷川について国からの社会資本整備総合交付金を活用して砂防堰堤を1基ずつ整備するための砂防指定地申請書の作成業務を予算化するものです。委員から、以前に土石流調査をし、防災マップを作成したが、その調査を活用して申請できないかとの問いに対し、23年4月に土砂災害ハザードマップをつくった際は山を見て危険区域を指定しています。今回の調査は、指定範囲を堰堤と河川までとし、地元市町が調査、申請することになっています。堰堤を整備することで地元民は安心できますという答弁でありました。

教育費で緑の村ふれあいセンター施設修繕料86万7,000円は、永平寺地区にあります緑の村ふれあいセンター内の多目的ホールに設置してある電動式移動観覧席の制御盤が故障したもので、制御盤ユニットの取りかえ修繕する費用を予算化するものです。委員からは、ふれあいセンターができてからどれくらいたつのか。また、文化ホールの天井が地震発生時に落ちる事例があったが、本件は大丈夫であるかの問いに対し、ふれあいセンターは築後19年を経過しています

が、電動式移動観覧席の点検を毎年行っています。しかし、今年7月に故障がわかり、早速業者に見てもらった結果、制御盤の故障ということで修繕するものがあります。なお、耐用年数は10年となっています。また、地震に対する天井の件ですが、国の基準が年々変わるということもあり、なかなか難しい問題で今後の課題とするということの答弁でありました。

次に、永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算で、人間ドック委託料62万5,000円について、当初予算で30件分予算化したが25件の増が見込まれることから増額補正するものであり、委員からは、この会計から集団検診、人間ドックをしないことになっていたのではないかと、財源はどこから出るのかという問いに対し、75歳以上の人間ドックは昨年度から行っていて、県下で5市町が行っています。財源については事務費から支出していますということでありました。

次に、永平寺町介護保険特別会計補正予算で、介護保険サービス勘定を廃止したことによる清算金を介護給付費準備基金へ66万8,000円積み立てるもので、委員から、地域包括支援業務を社協に委託したことをどのように考えているのかとの問いに対し、要支援者へのプランを作成する業務が主で、社会福祉協議会に業務を委託するものであるという答弁でありました。

以上、審査中における各委員の意見等、意図するところを十分認識され、真に町民のための町政推進に努力されることをお願いし、審査報告といたします。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第1、議案第52号から日程第3、議案第54号までの3件について、1件ごとに行います。

まず、日程第1、議案第52号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についての件を行います。

これより、委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 質疑なしということで、終わりたいと思います。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決であります。議案第52号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第2、議案第53号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を行います。

これより、委員長報告に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第53号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第3、議案第54号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を行います。

これより、委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

金元君。

○3番(金元直栄君) 予算決算常任委員会での論議の中で、私はこの件について保留をしました。

そこで、もう一度委員長さんに確認ですが、このサービス勘定をなくして、いわゆる介護保険勘定に余ったお金を入れるということですが、介護保険会計にお

けるサービス勘定の内容を見てみますと、いわゆる介護認定者中の要支援者へのプランづくりと申しますかそれに充てられていたということでした。しかし、このほとんどを今度はこの作業を地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託と同時に、いわゆる要支援者もしくはこの仕事としては特定高齢者をどうつかむかという仕事もあったはずですが、それらの事業も含めて委託してしまうことになるわけですから、直接行政が高齢者の実態とかそういう状況をつかむことがなくなるという心配があるのではないかな。そういう窓口が。それらについては委員長さんはどう思われますか。

○議長（伊藤博夫君） 滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） ご存じのとおり、介護保険業務につきましてはデイサービスを中心とし、社会福祉協議会に委託をしていますのであります。今回、包括支援センター業務についての委託をするところではありますが、本来、高齢者に対しての介護につきましては、当然町が責任を持ってやるべきところがございますが、デイサービスセンター等も含めて一体的に介護支援業務を社協に委託するという趣旨で包括支援業務を社協に委託するものだと考えております。

ただ、先ほど言いましたとおり、責任については町当局にありますので、私が聞いている範囲におきましては四半期ごとに業務内容等につきまして社会福祉協議会から報告を受け、協議をしながら一緒に進んでいくというスタンスをとっていくということのお話も聞いておりますので、今後、注視して見ていきたいというふうには考えております。

行政のほうで補足説明がありましたらよろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 地域包括支援センター、確かに社会福祉協議会のほうへ委託しましたけれども、金元議員さんおっしゃるように高齢者等の実態把握等々の業務も当然ついて回りますので、町のほうも社会福祉協議会と一緒にあって、一体となってそういうふうな業務に取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 金元君。

○3番（金元直栄君） 今の行政からの答弁ですが、私は介護保険の会計の状況で申しますと、ほとんどの業務は事業者が介護サービスについてはやっているわけです。以前は町独自にやっていたデイサービスなども今ではほとんど社会福祉協議

会等に委託するということもありました。

さらにこの窓口すらなくなると、要支援者をどうつかむか、いろんな仕事は本当はあるはずなんです、この窓口すらなくなってしまうといわゆる介護保険ではなかなかつかめない人たちになりがちな要支援者の状況すらつかめなくなるのではないかと思うんですが、現実的には行政のほうはどういう形でそういう人たち、ここを社協の地域包括支援センターと一緒に、体制も含めてどうつかんでいくかというのはまだ言ってないですね。その辺はどうお考えなのでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 町と、それから地域包括支援センター、それからもう一つ社会福祉協議会が在宅介護センターというのがございます。そういうふうなところと情報を交換しながら実態把握に努めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○3番（金元直栄君） はい。

○議長（伊藤博夫君） 討論に入ります。

日程第3、議案第54号に対する委員長報告に反対意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、この介護保険に関するサービス勘定の閉鎖に伴う金の清算という形であらわれていますけれども、この部分はいわゆる町が、中の業務内容については一部いろんなところに委託している部分もありましたが、町が設置した地域包括支援センターに基づいて、そこで要支援者等のいろんなサービスプランづくりをやっていたということですから、それらの人たちの実態もつかんでいたはずで、ここを社会福祉協議会に委託することで、具体的には町がそういう人たちを直接つかむという窓口が形上は消えてしまうわけですね。ある意味その窓口すらなくなるといふ状況をつくるのは私は介護保険の今の状況、特に高齢者の置かれている状況の中ではまずいと思っています。そういう意味では、こういう会計を安易になくすのではなしに、行政としてどういういろんなやり方があるのかということをも十分論議し、そういう方向性を示してから勘定の閉鎖とい

うのを考えるべきだと考えています。

よって、早急にそういうことで、いわゆる会計の状況、今当面はする必要ないから閉鎖してしまうんだというやり方については反対の立場をとっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 私は、委員長報告に賛成の立場をとらせていただきます。

地域包括支援センターが社協に委託するということと、それからその社協に委託した地域包括支援センターに対し町が絶対的な協力体制、バックアップ体制をとっていく以上、この原案どおりで賛成させていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、討論を終わります。

日程第3、議案第54号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決することに決しました。

～日程第4 議案第55号 永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第5 議案第56号 永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第4、議案第55号 永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての件と、日程第5、議案第56号、永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第56号までの2件を一括議題とすることに決しました。

本件は、去る平成24年9月5日、総務常任委員会に付託されました議案であ

ります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました議案第55号、永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律が公布、施行されたことにより、本町防災会議条例も国に準じて改正する必要が生じたための一部改正であります。

内容につきまして、第1条では、条例制定の趣旨に関し、法律の引用する項、番号の改正。

第2条では、防災会議の所掌事務が規定されております。一部を修正、一部を追加するもので、防災に関する重要事項の審議とか、その重要事項に関して町長に意見を述べること等の役割の追加。

また、第3条5項におきましては、委員を組織する中に、8号、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者というものを追加するものであります。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

引き続きまして、付託されました議案第56号、永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律が公布、施行されたことにより、本町災害対策本部条例も国に準じて改正する必要が生じたための一部改正であります。

内容につきましては、設置規定について、法改正により新たな条文ができたことによる引用する条項の改定であります。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第4、議案第55号から日程第5、議案第5

6号までの2件について、1件ごとに行います。

まず、日程第4、議案第55号、永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を行います。

これより、委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号、永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

次に、日程第5、議案第56号、永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第56号、永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第6 議案第57号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定
について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第6、議案第57号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年9月5日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました議案第57号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果を報告いたします。

近年の電気自動車の普及によって設置が進められている電気自動車の急速充電設備からの火災を予防するため、総務省が対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令を一部改正したことにより、本町火災予防条例も国の準則に従い改正するものであります。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

終わります。

○議長(伊藤博夫君) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第7 議案第58号 永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第7、議案第58号、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成24年9月5日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長（長岡千恵子君） 教育民生常任委員会より、付託されました案件、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定についてということで報告させていただきます。

原案どおり、全会一致で可決をいたしました。

内容といたしましては、質問事項なんですけれども、開館時間の範囲、当初は時間延長いたしまして9時から11時の範囲ということで質問がありました。特に質問の内容といたしましては、お正月等における営業時間の延長はするのかわからないのか。現行としましては、しないという答弁をいただいております。

また、館内でのアルコールの提供はするのかわからないのか。これはアルコールの提供は販売するというお答えでした。する場合におけるの宴会に対する対応の仕方についても検討していただくよう要望いたしました。

また、入浴を目的としない来館でも入場料は必要なのかという確認の質問がありまして、入浴料ではなく入場料で収受するというので、入浴をしなくても入場料は必要ということになりました。

最終的な質問としまして、当施設における長時間の休息は可能かどうかという

質問に対しましても、町民の健康と福祉を目的としていることから可能というご答弁をいただいております。

その結果といたしまして、全会一致で可決いたしました。

議員各位の採決をお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第8 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第8、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中博次君） ただいま上程されました諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

議案書は54ページでございます。

永平寺町人権擁護委員8名のうちのお一人でございます永平寺町松岡西野中第28号37番地、奥野政裕氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、福井地方法務局に対しまして、同氏の再任を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

奥野氏の略歴につきましては、55ページに記載のとおりでございまして、人

格、識見ともにすぐれた方でございますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、奥野政裕君を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、奥野政裕君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後 時 分 休憩）

（午後 時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） （録音切れ）

永平寺町人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第9 陳情第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出の要望について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第9、陳情第6号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出の要望についての件を議題とします。

本件は去る平成24年9月5日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました陳情第6号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出の要望について審査結果を報告いたします。

北朝鮮による日本人拉致の発生から既に30年以上が経過しました。平成14年の日朝首脳会談で、北朝鮮が日本人の拉致を認め、5人の被害者とその家族の帰国が実現したもの、その後、北朝鮮は平成20年の日朝実務者協議で合意した拉致被害者の再調査の約束を一方的に破棄するなど、極めて不誠実な態度をとり続けており、拉致被害者や特定失踪者について、いまだ北朝鮮から安否に関する説明はなく真相の究明がなされておられません。

北朝鮮では昨年12月17日、日本人拉致を指示したとされている金正日総書記が死去し、金正恩国防委員会第1委員長による新体制へと移行していますが、我が国にとって拉致問題の解決が最重要課題であることに変わりはありません。

さらに、拉致被害者のご家族にご高齢の方が多く、一日も早い救出を待ち望んでおられることから、現在の膠着状況を一刻も早く打破し、早期解決を図ることを強く要望し、意見書を提出するものであります。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で採択したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 委員長に質問ですけれども、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出の要望ですが、この内容、陳情の趣旨と、この裏にあるいわゆる意見書の案という内容については、これは同じ、要するに同じものなんでしょうか。同じものというのは、一体のものなんでしょうか。

なぜそんなこと聞くかといいますと、私、拉致問題の早期解決を求める意見書提出については別に反対するものではありません。しかし、意見書の中にはいわゆる以下の項目を強く要望するの1番に、国においては、いかなる北朝鮮情勢の変動があっても、拉致被害者等の安全を確保する手段を講じることというのが一つ、具体的にどういうことなのか。

2つ目は、いわゆる追加制裁が書いてあるんですね。その内容はどういうものなのかというのをちょっと確認して、意見書出すのには私は反対じゃないんです

が、意見書の内容も一体となるとちょっと問題があるのではないかということで質問させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 当委員会では、先ほども申しあげましたように昨日、当意見書につきまして審査したわけですが、今議員が言われる表と裏とのそれは一体のものかどうかというふうなことでございますが、私どもは委員会としては一体というような受けとめ方をしながら審査をいたしたわけでございます。

いろいろ議員のおっしゃることもあろうかと思えます。議員の意見は意見としてお聞きしたいと思えますが、余りそういった深く論議するようなことはございませんで、当委員会としては、やはり国、県の昨今の動向等を勘案しながら採択の決定をしたわけでございます。

したがって、昨今の意見が今求めている内容とはちょっと離れるかもしれませんが、委員会としてのいわゆる審査した過程を申し上げますと、現在といいますか、23年2月定例会では福井県を初め全国30道府県議会が可決されております。6月の定例会におきましては、嶺南地区全市町議会で可決されていると。

それから、国、県の動きが、国におきましては2002年9月、日朝首脳会談が拉致を認めてから10年の節目に当たるということで、家族会、救う会、一日も早い拉致問題が解決を願って1,000万人の署名を目標に上げておまして、9月2日には国民大集会が開かれ、その時点では933万人余の署名が集まっていたと。また県におきましては、1,000万人署名に協力を呼びかけて、県庁、それから県内の6合同庁舎で署名台を設けて8月27日から8月31日までの5日間、設置をされて署名運動をされております。

また、全国知事会におきましても、7月20日、1,000万人の署名活動に協力するという旨の決議をされておるといった等々から、近日のそういう状況を勘案しながら採択に至ったということでございます。

議員の質問に対する答えにならんかもしれませんが、そういった経緯で私ども採択をしておりますので、報告させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ここであんまり論議するつもりはないですが、いわゆる本当に人道的には今こそ北朝鮮と話し合う窓口を設けて、やっぱりそこを通じてそう

いう交渉を前進させることが私は大事だと思っています。そういう意味では、主義、主張は全然合いませんけれども、小泉さんが当時、話し合いの窓口を何としてもということで持って一步前進させたことは一つの大きな教訓だったと思っています。それは共産党としてもちゃんと評価してますので、私も評価します。そういう中でのことです。

ただ、拉致被害者等が、ここで書いてあるのは「1000番台認定73人」というんですから、1000人以上いるというのかなというので、その辺なんかもよくわからないところでありますけれども、以前はそういう中に、失踪者の中には国内で死亡していたという実例もあった例もありますので、そこらは一方向的に言うのはどうかと思うんですが、具体的には安全を確保する手段を講じるというのはやっぱりちょっと不穏当過ぎるんじゃないかというのと、追加制裁、経済的制裁やいろんな制裁をさらに強めろということですが、小泉首相が話し合いで一定前進させた以後、いろんな制裁措置が講じられました。それは北朝鮮の出方もあるということがあったんですが、そういう中ではやっぱり貝が殻を閉じるように閉ざしたまんま取りつく島もないという状況が続いていると思うんです。こういうときこそやはり制裁ではなく、きちっと条件を整えて話し合いの窓口を持って、閉ざすことなく持っていくことをやっていかないとなかなか進まないんじゃないかと思います。

そんなことを思うと、こういう意見書の内容でいいのかという疑問を言っておきます。この内容だと私は賛成できないということです。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） ちょっとつけ加えさせていただきます。

今、金元議員のほうからやっぱり人道的なこと等の話がありました。当委員会といたしましても、人道的には被害家族にしましたら、やっぱり日朝協議の再開を信じて苦悩の年月を重ねてきたと思います。家族の心情を思うと、やはり国民全体が関心を高めて注視をしていかなきゃだめなんじゃないかなと。

また、その報告の中でも申し上げましたけれども、被害者家族が相当高齢化してきているということもあります。一日も早い解決がまたれるんであろうと、そういうふう思っているわけです。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 意見書の内容、意見書も含めた一体ということになると、私は陳情書だけだと、いわゆる制裁もそういうある意味協力的な措置を講じろということも書いてないんで、それだけでしたら反対ではないんですね。ですけども、意見書も一体として考える場合は、やっぱりまずいなと思っています。せめて外交努力を尽くせということも書いてないのかというのは、ちょっとは非常に残念だなと私は思っています。

よって、反対の態度をとっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

川崎君。

○8番（川崎直文君） 8番、川崎です。当意見書案について、賛成の立場から討論を申し上げます。

本文で……。

○3番（金元直栄君） 意見書案じゃない。

○8番（川崎直文君） 意見書案です。

○3番（金元直栄君） 今、陳情、陳情 意見書 。

○8番（川崎直文君） 続けます。

本案は、ここにも述べてありますように、拉致問題が我が国の重要課題であるということ。さらには、膠着状況を一刻も早く打破しなければいけないとあります。まさにこの膠着状態を早く打破するために、3つの項目が具体的に要望されております。

特に早期解決に向けて全力で取り組むこと、それからもう一つ、特定失踪者についても国として責任を持って真相究明を行うということ。特にこの2点が重要課題になると思います。これらの意見書を北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求めるということで提出をしなければいけないと思います。

賛成討論とさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで討論を終わります。

陳情第6号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出の要望についての件を起立により採決します。

本陳情書を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本陳情書は原案のとおり採決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 時 分 休憩)

(午後 時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) (録音切れ)

ただいま長谷川君外5名から発議第8号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第8号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について～

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第1、発議第8号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(南部辰夫君) 発議第8号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成24年9月19日

永平寺町議会議長 伊藤博夫 様

提出者	永平寺町議会議員	長谷川 治 人
賛成者	永平寺町議会議員	川 崎 直 文
〃	〃	原 田 武 紀
〃	〃	多 田 憲 治
〃	〃	酒 井 要
〃	〃	伊 藤 博 夫

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致の発生から既に30年以上が経過した。平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、5人の被害者とその家族の帰国が実現したもの、その後、北朝鮮は、平成20年の日朝実務者協議で合意した拉致被害者の再調査の約束を一方的に破棄するなど、極めて不誠実な態度をとり続けており、拉致被害者の敦賀市の山下貢さん、若狭町の宮内和也さん、小浜市の山下春夫さん、越前市の河合美智愛さんをはじめとする特定失踪者について、未だ北朝鮮から安否に関する説明はなく、真相の究明がなされていない。

北朝鮮では、昨年12月17日、日本人拉致を指示したとされている金正日総書記が死去し、金正恩国防委員会第1委員長による新体制へと移行しているが、我が国にとって拉致問題の解決が最重要課題であることに変わりはない。さらに、拉致被害者のご家族にご高齢の方が多く一日も早い救出を待ち望んでおられることから、現在の膠着状況を一刻も早く打破しなければならない。

よって、以下の項目を強く要望する。

- ① 国においては、いかなる北朝鮮情勢の変動があっても、拉致被害者等の安全を確保する手段を講じるとともに、追加制裁の発動も含めた毅然とした態度で、日本人拉致問題の新たな現場調査を含め早期解決に向けて全力で取り組むこと。
- ② 拉致の可能性が排除できない特定失踪者についても、国として責任を持って真相究明を行うこと。
- ③ ご家族のことも考え、特定失踪者問題調査会（代表荒木和博氏）の拉致濃厚1000番台認定73人の被害者を政府の拉致認定とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月 日

永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣 外務大臣 国家公安委員長・拉致問題担当大臣 衆議院議長
参議院議長

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 本件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出の要望についてでございますが、北朝鮮による日本人拉致の発生から既に30年以上が経過しました。平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、5人の被害者とその家族の帰国が実現したものの、その後、北朝鮮は、平成20年の日朝実務者協議で合意した拉致被害者の再調査の約束を一方的に破棄するなど、極めて不誠実な態度をとり続けており、拉致被害者や特定失踪者についていまだ北朝鮮から安否に関する説明はない。真相の究明がなされておらないと。

北朝鮮では、昨年12月17日、日本人拉致を指示したとされている金正日総書記が死去し、金正恩国防委員会第1委員長による新体制へと移行しております。我が国にとって拉致問題の解決が最重要課題であることに変わりありません。さらに拉致被害者のご家族にご高齢の方が多く、一日も早い救出を待ち望んでおられることから、現在の膠着状態を一刻も早く打破して早期解決を図ることを強く要望するものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 陳情に書いてあることでいろいろ意見は申し上げましたので、あと討論だけすればいいと私は思っているんですが、質疑もせずに討論だけというのは失礼に当たりますので、質問だけさせていただきます。

ちょっと文章の内容を見てみますと、上のほうは結構いいんですが、1つ、2、

3つと書いてある内容なんかちょっと心配であります。先ほども言いましたように、ただ全体としてみるとどうしたら解決するかという方向性が示されていないと私は思っているんですね。さっき言ったように。だから、強行な手段や追加制裁なんかをやるだけでは、いわゆる貝が殻を閉ざすように出てくることはなくなってしまうんじゃないかということで、話し合いの条件づくりをぜひ進めて、外交努力でやれということを普通は書くべきだと思うんですが、それが無いというのはやっぱり残念だなと思うところです。

こう言うのはなんですが、現在、北朝鮮と日本の関係はいろんな戦争の歴史もありまして、植民地からの歴史もありまして、国交もまだ回復されてない状況ですから、そこでどうやって話を進めるかというのはなかなか難しい問題があります。

だからこそ、外交努力が私は必要だと思っています。強行にやるだけでは僕は難しいんじゃないかと思うことを意見としては言っておきたいと思います。

答弁があればぜひお願いしたいなと思うんですが。

○議長（伊藤博夫君） 答弁ないですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○3番（金元直栄君） はい。

○議長（伊藤博夫君） 討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私、陳情の採択のときにも言いましたけれども、それとこの意見書が同一ということで、この意見書の内容を見てもみると、私は本当に拉致問題というのはこれだけ世の中進んでいる中であってはならんことだと思っています。こういう反人道的なことについては、国際的にも許されるものではないということを言っておきますけれども、ただ、日本と北朝鮮との間にはいわゆる暗い過去といいますか侵略戦争の歴史がありますから、それ以降に起こった問題、現在でもなお国交もないという中での問題ですから、どうして外交努力によってその協議の端緒をつかむのか。以前、小泉さんがやった妥協の産物だとかいう人

もいらっしゃるでしょうけれども、やっぱり話し合いをして一定の成果を見たということは歴史的にも試された　　です。それ以後、再調査の問題等については、日本も大人げないというのか、いろんなやりとりの中で制裁措置、さらに今回はそれに輪をかけて話が進まないから追加制裁とかいうことでは話はなおなお進まないことになるのではないかと。

こういうやり方ではなしに、本当に国に対してもし意見を言うとしたら、国として責任を持って外交努力によって解決の方向を見出せ。そして、この問題を解決しろというべきだと思っております。追加制裁とか強権的なことをさらに講じるということでは進まないという立場から、やっぱり意見書の内容を詳しくそういうのを見ながら、やっぱり町民にも本来でいうときちんと示す必要があると思っておりますので、この内容では反対の立場をとっていきます。

○議長（伊藤博夫君）　次に、賛成討論の発言を許します。

川崎君。

○8番（川崎直文君）　賛成の立場から討論を申し上げます。

やはり拉致問題は重要課題であるということ、さらに一日も早い救出ということで、現在の膠着状況を早く打破しなければいけないと。ここに力点が置かれています。具体的な要望事項、具体的な方策が提出されております。早期解決に向けて全力で取り組む。

じゃ、一体どうなのかということですが、現場調査を行い、毅然とした態度で臨むということが1項目めです。

2つ目が、先ほど金元議員も言われましたように、国として責任を持って真相究明を行うということを明確に要望しております。非常に重要なことであると思っております。

3番目は、被害者の政府の拉致認定ということで、追加認定を明確にしていくということ。

この3項目を具体的な要望として今回の意見書を政府、関係機関に提出するという事になっております。

このことについて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君）　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君）　ないようですから、これにて討論を終わります。

発議第8号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について

を起立により採決します。

本意見書を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（伊藤博夫君） 起立多数でございます。

よって、本意見書は原案のとおり可決することに決定しました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第10 陳情第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第10、陳情第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成24年9月5日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました陳情第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択について審査結果を報告いたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題です。森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きく、また我が国は京都議定書において、平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスを6%削減、そのうち3.8%を森林吸収量により確保することが国際的に義務づけられています。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めるとされています。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実するための仕組みを早急に構築の実現を強く求め、意見書を提出するものであります。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で採択したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 地球温暖化対策に対するいわゆる税の創設については私も反対ではありません。ただ、この間見てみますと、これはことしの10月に導入、実施は本年度の4月からのいわゆる化石燃料に対して、例えば石油、石炭、いわゆるガスということについても増税がされているようであります。ただ、そういうお金を集めてどこに使うかということの方向性を定めずに設けられた税金なのかなというのは、ちょっと見ていてよくわからないところであります。

この税金がどのような配分で使われるようになって決められてきたのかということ、まず意見書採択のときにお聞きしたいのと、もう一つはこういう税を設けてみると、使われた燃料に対して税金がかかるんですね。今も現にいわゆる特定の税として多くの化石燃料にはガソリンとか軽油とかにはかけられているはずで、その上にいわゆる化石燃料税みたいなのがかけられて、さらに1年後からは消費税がその上に追加されるということで理解していいんですかね。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 今、この環境省が出している地球温暖化対策のための税制全体のグリーン化というような、インターネットから引用すると分厚いものがあるんですが、これ一々説明していくと相当時間かかるんですが、今議員言われますように、キティのいろいろな原油、石油製品とかガスと言われるLPGとかLNGとか石炭とかにそれぞれ課税されております。それに上乘せをして、今の地球温暖化対策のための課税をするということでもあります。

どのように使い道をするかというのは、いわゆる報告の中でも話ししましたように、まだ今後、25年度実施に向けて、成果を得るべくさらに検討を進めるといような難しい用語で書いてございますけれども、その詳細にわたる使い道については今後検討がされていくものと解釈しております。

ちなみに、もう議員詳細おわかりのことと思いますけれども、この地球温暖化防止のためのいわゆる温室効果ガスの削減を行うものということで、おさらいに

なりますけれども、京都議定書においては平成20年から24年度までに温室効果ガス6%削減すると。これは国際的に義務づけられているんですが、その6%のうち3.8%を森林吸収量により確保すると。この地球温暖化対策のための税というのは、今言われるように平成24年10月から導入されることになっております。全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率、トン当たり289円を上乗せするということとしております。平成24年10月から施行して、3年半かけて税率を段階的に引き上げると。この税収については、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制施策に充当するという、まだ抽象的な言葉でしか表現されておられません。

ちなみに、その追加税というのは平成24年度が初年度となりますので、この税収が391億円と。平成28年から平常ということで、623億円を試算しております。再度申し上げますけれども、平成24年度の税制改正大綱の中では、平成25年度実施に向けて成果を得るべくさらに検討するというふうな表現をされているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今委員長の提案理由の説明と今の答弁聞いていますと、今後いろいろ協議しながら進めていく。この内容も28年度まで2年飛びに税額が引き上げられていくということを聞いています。どのような配分で使われるかというのは今後論議していくということなんで、私、反対するものではありませんが、自席で棄権させていただきます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

陳情第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についての件を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後 時 分 休憩)

(午後 時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) (録音切れ)

長谷川君外5名から発議第9号、地球温暖化対策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第2 発議第9号 地球温暖化対策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について～

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第2、発議第9号、地球温暖化対策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(南部辰夫君) 朗読します。

発議第9号

地球温暖化対策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」
の構築を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成24年9月19日

永平寺町議会議長 伊藤博夫 様

提出者	永平寺町議会議員	長谷川 治 人
賛成者	永平寺町議会議員	川 崎 直 文
〃	〃	原 田 武 紀
〃	〃	多 田 憲 治
〃	〃	酒 井 要
〃	〃	伊 藤 博 夫

地球温暖化対策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」
の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっておる。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保している。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面

積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月 日

永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣

農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ただいまの地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択についての提案理由の説明を行います。

地球温暖化防止は人類共通の課題であります。京都議定書を念頭に置いたものであります。

まず、全国の加入状況、福井県の加入状況を踏まえ、我が永平寺町は総面積が94.34平方キロメートルのうち、山林に占める割合が約81%を有しております。地球温暖化防止には少なからず貢献しているところではありますが、今後さらに温室効果ガスの削減には山村地域市町村の主体的、総合的な取り組みが必要不可欠であります。森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みなどがあります。

今、市町村の実情は、木材価格の暴落、低迷、林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢下であり、そのため地球温暖化対策のための税の中から市町村の森林面積に対して一定の割合で譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを構築してもらうことに関して、地方が一丸となって強力に運動を展開していく必要があります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ちょっとやっぱりいろいろ考えて、このいわゆる税というのは、地球温暖化に対する税というのは、目的税やわね。となると、その使い方があんまり書いてないのはどうなのかなと同時に、各自治体の森林面積に応じて配分ということを行っているわけですが、ただ、森林面積に応じて譲与する地方財源を確保する、充実する仕組みを早急に構築することということですが、国の方策の中でこういう方向だけでいいのかなというのはちょっと疑問としてあるところでは。

全体としては悪いとは思いませんが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 議員もいろいろお考えのとおり、国においてはさらにそういったところの試行錯誤はやっていると思いますので、ここに言うておりますように25年度以降さらに検討を進めるということでございますので、注視していただければいいのかなというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ちょっと心配なのは、本当にこの直後にやっぱり消費税増税なんかも決めていくわけですね。それで総合的な税の体系を考えるんだとかいいながら、その前にはこういう税は必要だと私は思うんですが、それらとは無関係に決められて上乗せして集めるというのも何か場当たりのではないかなという不安はあります。

消費税増税で解消するというのはいいですよ。まだ消費税の配分なんかでも地方はその中から地方に一定の配分をよこせということを行っていることなんかあると、下手すると集めて、そのお金がどこへ使われるのか不安というような面もあるので、その辺は非常に不安だということだけ言うておきます。反対はしませんけれども。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第9号、地球温暖化対策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」の

構築を求める意見書についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出すること決定しました。

～日程第11 陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第11、陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成24年9月5日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について審査結果を報告いたします。

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、介護等々多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まり、安心できる社会保障制度を確立するためにも安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護、福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実強化が求められています。2012年度政府予算では、地方交付税について総額1兆7,000億円を確保しており、2013年度予算においても2012年度と同規模の地方財政計画、地方交付税が求められます。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に対し財政の充実強化を求めるため意見書を提出するもので、本案は会議規則第77条の規定により、委員会全員で採択したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 時 分 休憩）

（午後 時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま、長谷川君外5名から発議第10号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第3 発議第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書について～

○議長（伊藤博夫君） 追加日程第3、発議第10号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君） 朗読します。

発議第10号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成24年9月19日

永平寺町議会議長 伊藤博夫 様

提出者	永平寺町議会議員	長谷川 治 人
賛成者	永平寺町議会議員	川 崎 直 文
〃	〃	原 田 武 紀
〃	〃	多 田 憲 治
〃	〃	酒 井 要
〃	〃	伊 藤 博 夫

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の

通り対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財源が悪化しないよう各種施策を十分に講じること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の前算とは別に計上すること。
 2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一日も早行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。
 3. 地方財政の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の風邪、社会保障分野の単位数の風邪、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定（あるいは地方交付税法第17条4第1項の規定）に基づき、意見書を提出する。

平成24年9月 日

永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ただいまの地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての提案理由の説明を申し上げます。

先ほど私ども審査報告並びにただいまの事務局の朗読のとおりでありまして、それを提案理由の説明にかえさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

発議第10号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出すること決定しました。

～日程第12 閉会中の継続審査の申出～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第12、閉会中の継続審査の申出についての件を議題とします。

予算決算常任委員会の委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

～日程第13 閉会中の継続調査の申出～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第13、閉会中の継続調査の申し出の件を議題といたします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午後 時 分 休憩)

(午後 時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る9月5日開会以来15日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点につきまして十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第4回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会のあいさつを受けます。

町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成24年度補正予算を初めとする重要案件につきまして、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございます。

さて、消費税国会と言われ混迷をきわめた第180回通常国会が閉会しましたが、国の予算執行に不可欠な公債発行特例本案が成立しないまま閉会するのは異例のことであり、地方交付税の配分や生活保護費の支出等に影響し、地方財政や国民生活に不安を招くことのないよう願うものであります。

今の現状を見ると、国民の政治に対する思いは複雑であり、政府におかれましては国民生活を守る責務を果たしていただきたいと思っております。

また、財務省は新年度予算の概算要求を取りまとめましたが、一般会計と東日本大震災の復興予算を合わせた総額は102兆円台と過去最大に膨らんでおります。福井県の課題であります北陸新幹線の金沢―敦賀間の事業費や九頭竜川下流域の国営農業用水パイプライン事業費等も含まれておりますが、裏づけとなる財源の確保にめどが立っていない現状であります。これから各省庁と財務省との間で調整が進められることとなりますが、本当の意味での国民生活の向上のために国を挙げて全力で取り組んでいただくようお願いするものであります。

今後の町政の推進に当たりましては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら住民生活の向上を図り、農業、商工業、観光など地域産業に新しい活力を生み出し、町の活性化と全ての町民の幸せを築くため、行財政改革を積極的に進めながら、町民が誇りと将来への希望を持てる永平寺町を新しい時代に向けて発展させてまいります。

防災行政無線の整備を初め、健康福祉施設、松岡公園、永平寺口駅周辺など重要な事業につきましては、ご意見をいただきながら、完成に向けて着実に整備を進めてまいります。

また、これからさまざまな事業が展開されますが、今年30日には各地区において体育祭が開催されます。特に永平寺地区におきましては4年ぶりの開催となり、子供たちから高齢者まで多くの町民の参加が期待されます。開催に向けてご尽力賜りました体育振興会の皆様を初め関係者の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

10月14日には、総合防災訓練、20日、21日には産業フェア、11月3日、4日には文化祭を開催することとしており、多数の町民の皆様のご参加を願

っているところであります。

これから1年の中で最も過ごしやすい季節を迎えますが、まだまだ暑い日が続いております。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午後 3時41分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員